

令和3年12月14日

齊藤雄二 議員
白石孝雄 議員
田中宣光 議員
石田恵子 議員

草加市議会議員 井手大喜



審査請求書について（回答）

令和3年12月9日付けで提出された草加市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求書については、次のとおり回答させていただきます。

1 事前調査

審査請求書提出による草加市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第6条に基づく事前調査を実施しました。

佐々木洋一氏から平成30年分から令和2年分までの青色申告書が提示され、佐々木洋一氏自身が保険代理店の1事業者として川口税務署への届出を行い、毎年青色申告を実施しており、川口税務署の收受印も確認ができました。青色申告書では、事業所得として計上されており、佐々木洋一氏はあくまで事業者となっており、審査請求人が主張している保険事務所との間に雇用関係は確認できませんでした。

2 審査請求の内容

審査請求人は「審査請求の対象となる事由の該当条項」として、政治倫理条例第3条第1項第1号、同項第2号、同項第5号及び第3条第2項を主張しているが、政治倫理条例第5条では、「第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、議員の4人以上の者の連署をもって、審査請求書により、議長に審査を請求することができる。」と規定されており、政治倫理条例第3条第2項は審査請求の対象外となります。

3 草加市議会政治倫理審査会の設置

事前調査でも述べたとおり、佐々木洋一氏は保険代理店の事業者であり、審査請求人が主張している保険事務所との雇用関係は確認できないことから、政治倫理条例第7条に規定する草加市議会政治倫理審査会を設置しません。

以上